

事業事前評価表

国際協力機構人間開発部保健第二グループ

1. 案件名（国名）

国名：タイ王国（タイ）

案件名：和名 グローバルヘルスとユニバーサルヘルスカバレッジのためのパートナーシッププロジェクト

英名 The Partnership Project for Global Health and Universal Health Coverage

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タイ王国（以下「タイ」）では2002年に、これまで健康保険・医療保障がカバーされていなかった自営業者等のインフォーマルセクターの国民を対象とした Universal Coverage Scheme（以下、UC 制度¹）が開始された。これにより、従来の公務員医療給付制度、被用者向け社会保障制度とあわせ人口のほぼ100%が健康保険・医療保障にてカバーされるようになった。しかしながら、タイ国内の一人当たりの UC 制度予算が10年間で倍増していることに加え、3つの医療保障制度間の保障範囲と支払メカニズムの相違、高齢化等、更なるユニバーサルヘルスカバレッジ²（以下「UHC」）に関する課題が山積している。

また、タイは、中進国や開発途上国の中でも早い時期に国民に対する健康保険・医療保障制度の導入を達成したことから、その経験を活かし、UHCに関する南南協力（特に近隣諸国を中心）を精力的に実施している。しかしながら、タイだけでは他国のUHC達成への支援を十分に行うことができないため、同様に国民皆保険を達成した日本との連携の下で支援を行う必要性が高い。

このような背景のもと、タイ国内におけるUHCの強化のための支援及び他国との協力の下、UHC達成のための他国への支援を行うための技術協力が、日本に対し要請された。タイ政府が策定した「第12次国家社会経済開発計画（2017-2021）」では、開発指針の中で①健康リスク低減と意識変容、②効率的な公衆衛生システム管理と保健財政の改善、③高齢者ケアシステムの改善と高齢化社会への対応、に言及されている。また「第11次国家保健開発計画（2012-2016）」では、ヘルスケアシステムのガバナンス強化及びリソース管理システムの効率性向上のための国家の構築のための戦略として、①保健財政の効率性向上、②3つの医療保障制度間の格差是正、③国内外でのヘルスプロモーションに係るパートナーシップ強化が掲げられている。

¹ UC 制度は、国民の約75%をカバーする加入者数最大の医療保障制度である。

² UHCは「すべての人々が、十分な質の保健医療サービスを、必要な時に、負担可能な費用で受けられる状態」と定義され、2016年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においても保健分野のターゲットの1つとして位置づけられている。UHCは、日本の外交政策上の優先課題のひとつであり、2013年に制定した「国際保健外交戦略」においてUHCの推進を打ち出すとともに、世界銀行などのパートナーとして、UHCがSDGsにおける中心課題となるよう取り組みを行ってきた。

以上より、本プロジェクトはタイ政府の国家政策に合致する。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

日本政府が 2013 年 6 月に策定した「国際保健外交戦略」は UHC 実現に向けた支援を柱として掲げており、本事業の方針と合致する。

また、対タイ王国国別援助方針の重点分野の一つである「1. 持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」の中の協力プログラム「社会保障（高齢化対策、社会的弱者支援）」に位置付けられていることから、本事業は日本国の援助方針とも合致する。さらに、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に寄与することから、本事業を支援する意義は高い。

(3) 当該セクターにおける他の援助機関の対応

WHO、世界銀行、JICA、USAID 等が 2007 年以降毎年グローバルヘルスの重要課題を協議し国際保健の潮流を形成する国際会議“Prince Mahidol Award Conference”をタイ保健省と共催している。また、2017 年 12 月に日本政府、世界銀行、WHO、JICA 等が、各国における UHC 達成に向けた取り組み事例の共有及び UHC の更なる推進を目的とした国際会議「UHC フォーラム 2017」を開催し、タイ保健大臣を招待、本フォーラムを主催した援助機関の支援の下、タイは UHC 達成のための取り組みを国際社会へと発信した。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、①タイにおいて UHC の実施状況³を改善するための能力が強化されること、②主に成果 1 から収集された優良事例に基づき、その他の本事業で実施する研修や会議に参加する国(以下、参加国)における UHC 実施のための能力が強化されること、③成果 1、2 で得た UHC 実施のための教訓及び優良事例が国際社会で共有・促進されることにより、タイ及び参加国における UHC の実施状況改善を図り、もってタイ国内及び参加国における保健医療サービスへのアクセスと財政的リスクからの保護が改善されることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

タイ・バンコク及び他参加国

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： タイ及び参加国のカウンターパート機関及び関係機関関係者

最終受益者： タイ及び参加国の国民

(4) 総事業費（日本側）： 2.8 億円

(5) 事業実施期間：2016 年 7 月から 2020 年 6 月を想定(48 ヶ月)

(6) 事業実施体制：保健省（Ministry of Public Health: 以下「MOPH」）、国家医療保障機構（National Health Security Office: 以下「NHSO」）及び関係大学、行政機関等

(7) 投入（インプット）

³ UHC を支える保健システムのコンポーネント（構成要素）を強化するための活動のこと。

1) 日本側

① 専門家派遣：長期／短期専門家（チーフ・アドバイザー、技術調整、業務調整等）（合計約 144M/M）：

② 研修員受け入れ：UHC、保健財政、医療情報システム等

2) タイ側

① カウンターパートの配置：プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネージャー等

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

タイで実施中の技術協力「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」(2017－2022年)とタイにおける高齢者支援について情報共有及び連携が期待される。

2) 他援助機関等の援助活動

タイ及びその他参加国の UHC 達成のため、タイ及びその他参加国の多様なドナー(WHO や UNICEF 等)との連携が期待される。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：環境への望ましくない影響は最小限であると判断される

③ 環境許認可：特になし

④ 汚染対策：特になし

⑤ 自然環境面：特になし

⑥ 社会環境面：特になし

⑦ その他・モニタリング：特になし

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容／分類理由>

プロジェクトUHC向上を狙う分野の一つに「子どもとお母さんのためのUHC」を掲げ、日タイの母子保健に関する成功体験・事例をまとめて各国への発信を狙うなど、母子保健サービスの向上を図っている。当該活動を通じて、母子保健サービスの向上、ひいては女性のエンパワメントにも貢献する。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：タイ国内及び参加国における財政的困難をきたすことなく受けることができる保健医療サービスへのアクセスが改善される

指標及び目標値：少なくとも1つの保健医療サービスへのアクセスおよび財政的リスクに関する指標がタイ国内及び参加国で改善される

- (2) プロジェクト目標：タイ及び参加国における UHC の実施状況が改善する
指標及び目標値：UHC の実施状況改善のための活動がタイ国内及び参加国で策定される

(3) 成果

成果1：タイにおいて UHC の実施状況を改善するための能力が強化される。

成果2：成果1から収集された優良事例（ただし、これに限定されない）に基づき、その他の参加国における UHC 実施のための能力が強化される。

成果3：成果1、2で得た UHC 実践による実施のための教訓及び優良事例が国際社会で共有・促進される。特に UHC などの課題が国際的な共通認識の下、優先的なものとして推進され、国際保健外交などの国際保健に関する能力が強化される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・保健分野における日タイのパートナーシップが維持される

(2) 外部条件

(成果達成への外部条件)

- ・タイ及び参加国において、大きな災害や政変が発生しない
- ・タイにおけるカウンターパート、関係組織とその他関連組織と参加国の間で本プロジェクトを通じて得られた知識が共有される。
- ・MOPH と NHSO によって UHC 実施における役割が維持される。
- ・タイの保健分野における南南協力が優先課題として維持される。

(プロジェクト目標達成への外部条件)

- ・関係機関が UHC の実施状況改善に対する最大限の取り組みを行う。

(上位目標達成への外部条件)

- ・UHC がタイ国内及び参加国の間で国家的な優先課題として認識される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

タイ国で実施した技術協力「公的医療保険情報制度構築支援プロジェクト」(2003年7月-2006年7月)では、タイ政府の医療保険制度改革に関する情報収集やカウンターパートとの意見交換を行い、本プロジェクトがどのように位置付けられているのか協議することの重要性を挙げている。

(2) 本事業への教訓

多岐に渡るカウンターパートと定期的に意見交換し、本事業の位置づけを双方確認しつつ、活動へと反映できるようなプロジェクトマネジメントを心がける。

7. 評価結果

本事業は、タイ国及び国際保健社会の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致していること、長期的に見て、持続可能な開発目標（SDGs）の目標3の達成に資すること、また、計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以上